

登録番号	愛知県 第5002号	氏名又は名称	前田 純
作成日	R6/9 /15	変更日	1: R7/4/15 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）		
	（○）単独の判断		（ ）団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。		出航中止の判断は、以下のとおり行います。
	・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中		①出航中止を判断する団体名
	出航地の波高	1	m以上
	出航地の風速	6	m以上
	出航地の視程	10	m未満
	・落雷のおそれがあるとき		②上記団体の代表者、連絡先
	・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき		代表者
	・その他（ ）		連絡先
			③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号
			別紙1のとおり
			④出航中止の判断の方法
			別紙2のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。		
	・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令		
	・利用者に急病人やケガ人が出たとき		
	漁場における波高	1	m以上
	漁場における風速	7	m以上
	漁場における視程	10	m未満
	・落雷のおそれがあるとき		
	・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき		
	・その他（ ）		